

## 鈴鹿市告示第184号

鈴鹿市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に関する要綱を次のように定める。

令和6年9月12日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に関する要綱

鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱（平成21年鈴鹿市告示第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第1項の規定に基づく避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）及び法第49条の14第1項の規定に基づく個別避難計画（以下「計画」という。）の作成等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）避難行動要支援者 市内に居住する高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- （2）避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- （3）避難支援等関係者 自治会、自主防災組織、民生委員又は児童委員、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

（避難行動要支援者の範囲）

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者（社会福祉施設又は医療機関等に長期入所し、又は長期入院している者を除く。）とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（第5号ア(イ)において「要介護認定」という。）を受けている者のうち、その要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害程度等級が1級又は2級である者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（第5号ア(ウ)において「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち、その障害等級が1級又は2級である者
- (4) 三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年障第117号）第4条に規定する療育手帳（次号ア(エ)において「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち、その障がい程度が最重度（A1）又は重度（A2）である者
- (5) 名簿への登録を希望する者であって次のいずれかに該当するもの（前各号に掲げる者を除く。）
  - ア 単身の世帯に属する者であって次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 70歳以上の者
    - (イ) 要介護認定を受けている者又は介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
    - (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
    - (エ) 療育手帳の交付を受けている者
  - イ 次のいずれかに該当する世帯（アの世帯を除く。）に属する者
    - (ア) 75歳以上の者のみで構成される世帯
    - (イ) 70歳以上の者のみで構成される世帯（(ア)に掲げる世帯を除き、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者を含む世帯に限る。）
  - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るた

め特に支援を要すると市長が認めるもの

(名簿の作成等)

第4条 市長は、避難行動要支援者について、名簿を作成するものとする。

2 名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(名簿登録の申出等)

第5条 第3条第5号の名簿に登録を希望する者は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書兼変更届出書(別記様式。以下「申出書兼届出書」という。)

により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、速やかにその内容を確認し、必要と認めるときは、当該申出をした者を名簿に登録するものとする。

(計画の作成等)

第6条 市長は、名簿情報(名簿に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。)

その他の市が保有する情報を基に、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに計画を作成するものとする。ただし、計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 計画には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 第4条第2項各号に掲げる事項
- (2) 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(3) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(計画の作成に係る同意の申出)

第7条 前条第1項本文の規定による計画の作成に同意する避難行動要支援者は、申出書兼届出書により市長に申し出るものとする。

(名簿情報等の提供)

第8条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報及び計画情報（計画に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。）（以下これらを「名簿情報等」という。）を提供するものとする。ただし、名簿情報等を提供することについて当該名簿情報等に係る避難行動要支援者（計画情報を提供する場合にあっては、避難行動要支援者及び避難支援等実施者）の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供することができる。

3 第1項の規定による名簿情報等の提供に同意する避難行動要支援者は、申出書兼届出書により市長に申し出るものとする。

(名簿情報等の管理)

第9条 前条第1項又は第2項の規定により名簿情報等の提供を受けたもの（以下この条及び次条において「名簿情報等被提供者」という。）は、名簿情報等の漏えい、紛失、毀損及び改ざんの防止その他の名簿情報等の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 避難支援等の目的以外の目的のために名簿情報等を自ら利用し、又は第三者に提供しないこと。

(2) 名簿情報等を市長の許可なく複製しないこと。

(3) 名簿情報等を施錠可能な場所等で厳重に管理すること。

(4) 名簿情報等被提供者が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体において名簿情報等を管理する者を定めること。この場合において、その任を後任

の者に引き継ぐときは、適切に名簿情報等を引き継ぐこと。

- 2 名簿情報等被提供者は、前項各号のいずれかに反する事態が生じたときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- 3 名簿情報等被提供者は、不要となった名簿情報等を市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、名簿情報等被提供者に対し、名簿情報等の管理に関して報告を求め、又はその管理の状況を調査することができる。
- 5 市長は、名簿情報等被提供者が名簿情報等を適切に管理することができないと認めるときは、当該名簿情報等被提供者に対し、提供した名簿情報等の返還を求めるものとする。

(秘密保持義務)

第10条 名簿情報等被提供者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の提供を受けた名簿情報等を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報等に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(名簿情報等の変更等)

第11条 避難行動要支援者は、次の各号のいずれかに該当するときは、申出書兼届出書により市長に届け出るものとする。

- (1) 名簿情報等に変更が生じたとき。
  - (2) 第5条第1項の規定による名簿登録の申出を撤回するとき。
  - (3) 第7条の規定による計画の作成に係る同意の申出を撤回するとき。
  - (4) 第8条第3項の規定による名簿情報等の提供に係る同意の申出を撤回するとき。
- 2 市長は、避難行動要支援者について、前項の規定による届出があったとき、又は名簿情報等に変更が生じたことを知ったときは、当該避難行動要支援者について、名簿情報等を変更し、又は名簿への登録若しくは作成した計画を廃止するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に改正前の鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱第5条の規定により整備された災害時要援護者台帳については、同要綱は、名簿及び計画が作成されるまでの間は、なおその効力を有する。



かかりつけの病院・診療所	病院・診療所の名称	診療科又は持病	備考

避難時の携行品	
避難時に必要な配慮	

避難の方法	風水害のとき	避難場所	<input type="checkbox"/> 自宅	
			<input type="checkbox"/> 自宅以外	避難先
	避難方法、避難経路に関する留意事項			
	津波(主に地震)のとき	避難場所	<input type="checkbox"/> 自宅	
		<input type="checkbox"/> 自宅以外	避難先	
避難方法、避難経路に関する留意事項				

避難経路

自由記入欄